

○農林水産省告示第千三百十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七及び第五十九の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年七月四日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物及びぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準

一 植物及び地域

(一) (略)

(二) スウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実であって、オーストラリアで生産されたものであること。

六 消毒

(一) 一の(二)の場合にあつては、オーストラリア内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）又は冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において、次の方法による消毒が行われたものであること。

ア ウ (略)

エ ぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）については、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。

(略)

(二) (略)

(三) 一の(二)の場合にあつては、低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行うときは、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。

植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準

一 植物及び地域

(一) (略)

(二) スウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどう（クリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のものに限る。）の生果実であって、オーストラリアで生産されたものであること。

六 消毒

(一) 一の(二)の場合にあつては、オーストラリア内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）又は海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において、次の方法による消毒が行われたものであること。

ア ウ (略)

エ クリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうについては、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。

(略)

(二) (略)

(新設)